

学校における働き方改革推進のための基本方針

鳥取市教育委員会

令和2年3月

令和6年3月一部改訂

令和8年3月一部改訂

I 取組方針の策定に当たって

1 これまでの経緯

平成31年1月25日

- ◆新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中央教育審議会）
 - ・働き方改革の目的、業務の明確化・適正化等が示される。
- ◆公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）
 - ・月45時間、年間360時間の上限目安及び方針等の策定が示される。

令和元年7月11日

- ◆第1回鳥取市学校働き方改革推進委員会
（南部 敏委員長 川口 有美子副委員長 他 学校、地域、PTA代表8名）
 - ・学校の現状把握及び学校業務の明確化・適正化についての議論が始まる。

令和元年10月21日

- ◆第2回鳥取市学校働き方改革推進委員会
 - ・鳥取市の基本方針等の内容について議論される。

令和元年12月11日

- ◆公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正する法律の公布
 - ・ガイドラインが法的根拠のある「指針」に格上げされる。
 - ・令和3年4月より1年単位の変形労働時間制が各自治体判断で可能となる。

令和2年2月26日

- ◆第3回鳥取市学校働き方改革推進委員会
 - ・鳥取市の基本方針（案）について議論される。

令和2年4月1日

- ◆鳥取市立小学校・中学校及び義務教育学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則及び「学校における働き方改革推進のための基本方針」の施行

令和6年3月25日

- ◆「学校における働き方改革推進のための基本方針」一部改訂

令和7年6月18日

- ◆公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布
 - ・教職調整額を10%へ段階的引き上げを示す。
 - ・新たな職責「主務教諭（仮称）」の設置と手当の拡充を示す。
 - ・「働き方改革」義務化と業務削減の徹底を求める。

令和7年9月25日

- ◆公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の公示
 - ・業務量管理・健康確保措置実施計画の策定と公表を義務付ける。
 - ・時間外在校等時間の削減に向けた具体的数値目標の設定が示される。
 - ・「業務の3分類」に基づく役割分担と組織マネジメントの強化を求める。

2 現状と課題

教育職員（以下「教員」という）は、授業の他にも成績処理、印刷などの事務的な業務等、中学校・義務教育学校においては部活動の指導に多くの時間を費やしている実態があります。

また、生徒指導上の課題の複雑化や、地域や保護者からの要望への対応など、教員に求められる役割が多様化、拡大化しており、こうした状況が教員の長時間勤務の要因となっていると考えられます。

このことは、児童生徒の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日常的な教育活動の質にも関わる問題となっています。

令和2年4月の「学校における働き方改革推進のための基本方針」の施行以降、様々な取組を進める中で、教員の意識改革は進み、時間外在校等時間は減少傾向にあるものの、指標の達成には更なる取組の推進が必要な状況があります。

令和7年6月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下「改正給特法」という）が公布され、処遇や体制、働き方の改善について示されました。さらに令和7年9月には「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下、「業務量管理指針」という）が公示され、サービス監督を行う教育委員会へ業務量管理・健康確保措置実施計画の策定と公表を義務付ける等、取組を推進することが法的根拠をもって示されました。

3 策定の趣旨

教員の業務負担の軽減を図り、その専門性が十分に発揮でき、子どもと向き合う時間が確保できる働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教員一人一人の働き方に対する意識を醸成することは、教員の日々の生活の質や維持向上を図るためには重要なことです。

このことから、これまでの学校現場での様々な現状や課題、学校を取り巻く状況を踏まえ、本市では、令和2年に「学校における働き方改革推進のための基本方針」を策定し、教員の働き方改革を推進することとしました。この取組により、教員の意識改革、家庭・地域の協力のもとこれまで一定の成果を上げてきました。ただ、指標を達成するためには、さらに踏み込んだ方針を打ち出すことが必要であると考えます。この改訂版「学校における働き方改革推進のための基本方針」により、さらに取組を強化し、教員がこれまで以上に子どもの指導に専念できる環境を整えていくことが必要です。

また、具体的な取組を進めるにあたり、家庭・地域・関係団体にも本方針の趣旨を理解いただき、引き続き学校経営への協力、支援をお願いするとともに、学校や家庭、地域、教育委員会が一体となって教員の働き方改革を進めていきたいと考えています。

この度示された業務量管理指針により義務付けられた業務量管理・健康確保措置実施計画の策定を行う上で、本方針の指標や内容について整合を図る必要があるため、本方針の一部改訂を行うこととしました。

(目的)

教員の心身の健康を保持し、教員が教育の専門職として、これまで以上に子どもの指導に専念できるようにするため、長時間勤務の解消を図ります。

(指標)

◆すべての教員の時間外在校等時間を、月45時間以内、年間360時間以内の上限時間を順守することを目指します。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間以上の割合を0%にする
【R6結果：1.6%】
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を27時間程度にする【R6結果：32.3時間】
- ・1年間における時間外在校等時間の平均を360時間以内にする
【R6結果：388時間】

◆教員が生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる
【新規】【R6結果：10.2%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を70以下とする
【新規】(全国平均100)【R6結果78.9】
- ・ストレスチェックにおける働きがいの値を3.5以上とする
【新規】(全国平均2.6)【R6結果3.2】

(指標達成のための取組期間)

令和8年度から令和12年度まで

Ⅱ 働き方改革の取組内容

1 全市立小・中・義務教育学校共通の重点取組

① 校務DXを推進します。

「GIGAスクール構想化での校務DXチェックリスト」に基づき、デジタル技術の活用により、教職員と保護者間・児童生徒間・教職員間の連絡等を効率化します。

② 生活時程表の見直しを推進します。

生活時程を工夫し下校時刻を繰り上げることにより、授業準備や会議の時間を勤務時間内に確保するとともに、放課後に行われる児童生徒の活動時間を教員の勤務時間内に適切に設定する等の工夫を行います。

③ 教員の定時退勤を推進します。

毎週水曜日等を定時退勤日として設定し、教員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。また、各学校で実施の状況を把握し課題に対する取組を工夫することで定時退勤ができる環境を整えます。

④ 交通安全指導や見守り活動等は地域・保護者の協働で実施します。

登下校の交通安全指導や見守り活動等は、地域の皆さんや保護者の皆さん等で協力して主体的に実施し、教職員は学校内でしっかり子どもに関わります。未実施の学校においては、学校運営協議会等での検討を行います。

2 校種による重点取組

① 小学校・義務教育学校（前期課程）

教科担任制や交換授業を積極的に導入することにより、担当教科数を絞って教材研究の時間を確保するとともに、授業の質の向上を図ります。

② 中学校・義務教育学校

部活動において、令和9年度から休日の部活動の地域展開を実施するとともに、平日の部活動の在り方（活動する日数や時間）、平日の地域展開等について検討します。

3 教育委員会の取組

(1) 専門スタッフの配置

- ・教職員の業務改善を支援し、子どもたちの状況に応じた教育を推進するため、「スクールソーシャルワーカー」「児童生徒相談員」「特別支援教育支援員」「部活動指導員」「スクールサポートスタッフ」を引き続き配置するとともに、一層の充実に努めます。

(2) ICT環境の整備

- ・学校業務支援システムや大型TV等のICT機器の計画的な整備や充実に図り、業務の効率化や教育の情報化を図ります。

(3) 書類等の様式や手続きの見直し

- ・学校へ求める提出書類等の様式や手続きについて、効率化・簡素化に向けて見直しを進めます。
- ・学校への通知や調査依頼等について、その必要性を精査したうえで、施行します。

(4) 一斉閉庁期間の設定

- ・8月のお盆の3日間(8/13～8/15)を夏季一斉閉庁日として継続します。
- ・5月と10月に「やってみよう!でー(day)」(体験的学習活動等休業日)を設定し、年次有給休暇取得を促進します。

(5) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・「鳥取市学校プール施設のあり方に関する基本方針」に基づき、民間スイミングスクールを活用した学校水泳授業の拡大を検討します。
- ・学校施設開放に当たっては「スマート予約システム」を導入し、施設貸出等の管理業務の負担軽減を図ります。

(6) 学校の電話の録音機能の導入

- ・学校の電話の録音機能を一部の学校で試験的に導入しています。今後、全ての学校に順次導入していきます。

(7) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を確保する等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。

(8) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・教育委員会が関係機関との役割や取組、学校と連携のあり方に関する研修を年1回は実施し、学校が組織として関係機関との連携・協働して支援を行うことができる体制を構築します。
- ・不登校児童生徒が学校以外の地域人材や関係諸機関等の支援につながっている割合が83.5%をめざし、学校と関係諸機関が連携・協働した支援体制を構築しま

す。

- ・支援を必要とする児童生徒の学習活動の充実に向けて、取組の視点や具体的な取組例を提示したツールの作成及び活用を行うとともに、校内外の関係職員と連携を図りながら支援を行う好取組事例の提供や、具体的な演習・実地の内容を中心とした研修等を行い、教職員が連携・協働して支援にあたることのできる校内支援体制の構築を強化します。

(9) 地域・保護者に向けた積極的な広報

- ・地域の皆さんや保護者の皆さんにさらなる理解・協力を求めるため、教員の勤務実態（時間外在校等時間の割合、年次有給休暇取得日数等）や多忙化対策の取組について、ホームページで公表し、保護者・地域住民の理解を図ります。

(10) 学校での取組事例の共有

- ・各校の取組で効果のある事例について情報提供し、業務改善につなげます。

4 学校の取組

(1) 学校における業務改善・業務削減の推進

◆「働き方改革」の視点を持った学校経営

- ・学校経営計画に業務改善や教員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行い、学校評価によって達成状況を把握し改善を図ります。また、学校働き方改革に関する計画の策定、評価について、学校運営協議会において報告を行います。

◆業務改善を通じた学校組織の活性化

- ・業務改善を通し、教員一人一人の主体性や学校経営への参画意識を引き出し、学校組織の活性化を図ります。

◆学校行事・会議・分掌の精選や見直し

- ・学校行事・会議について、教育活動全体の中で優先順位を踏まえ、精選や内容の見直しを検討します。
- ・毎年度校務分掌の整理・統合等の見直しを行い、業務の削減・効率化及び業務の平準化を図ります。

◆校務D×の推進

- ・学校業務支援システムの活用を広げることで、業務の縮減につなげます。
- ・中学校、義務教育学校後期課程においてデジタル採点システムを活用し、採点業務や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

◆授業へのICT機器の活用

- ・ICT機器やクラウドの活用を促進し、効率の良い教材作成を行うなど工夫をします。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・学校警察連絡制度において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うものとします。

◆学校の電話対応時間の設定

- ・各学校の実態に応じて、学校の電話対応時間の見直しを行い、保護者に周知します。

(2) 学校における勤務時間管理の徹底

◆長時間勤務改善に向けた時間管理の意識改革

- ・教員が自ら退勤予定時刻を設定することなどを通じて、長時間勤務に向けた時間管理の意識改革を図ります。

◆時間外在校等時間の業務による過重労働状況への対応

- ・教員は、校外の時間や土日、祝日などの校務も含め時間外在校等時間の業務の状況をシステムに入力し、校長は、教員にシステム入力を徹底させ、教員の時間外業務時間をシステムにより客観的に実態を把握します。

◆労働法制の遵守及び教職員の健康確保

- ・校長は、休憩時間や休日及び週休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日について、日常的・計画的に取得することや、まとまった日数連続して取得することを含めて健康確保にむけた取組を促進します。
- ・校長は教員の健康及び福祉を確保するため、時間外業務時間が80時間を超え希望等がある者、100時間を超えたすべての者への医師による面接指導を実施し、教員の健康管理に努めます。

(3) 部活動の在り方

- ・鳥取市部活動の在り方に関する方針に基づく適切な部活動の運営に努めます。
(休養日、適正な数の部活動の設置等)
- ・地域人材等を活用して部活動の単独指導・引率が可能な部活動指導員、外部指導者の確保に努めます。
- ・令和7年3月に策定した「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次方針」に基づき、令和9年度から休日の部活動の地域展開の取組を進めます。
- ・平日も含めた部活動の在り方(活動日数・時間、平日の地域展開等)について検討します。

(4) 小学校における教科担任制等の推進

- ・小学校において教科担任制や交換授業を積極的に導入し、担当教科数を絞ることにより教材研究の時間を確保するとともに、授業の質の向上を図ります。また、中学校への円滑な接続を図ります。
- ・小学校において、チーム担任制導入校の情報を共有し、導入に意欲をもつ学校を支援することで、導入校における担任業務への負担感の軽減や、チーム担任制による生徒指導力の向上を図ります。

4 学校と地域、保護者との連携による取組

(1) 学校運営協議会との連携

- ・全市共通の取組以外については、各学校の実態に合わせて学校運営協議会で協議し取組を進めます。

(2) 地域にある諸団体や保護者との連携

- ・学校に協力していただいている地域の諸団体や保護者と連携して取組を進めます。

※地域・保護者との協力による役割分担の例

そうじボランティア、給食ボランティア、読み聞かせボランティア、休憩時ボランティア、地域と保護者による地域パトロール等

5 地域や保護者のみなさんにご理解、ご協力いただきたいこと

○文部科学省は、学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」(*)として、以下の分類を示しています。

①学校以外が担うべき業務

- ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ・放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 等

②教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・児童生徒の休み時間における安全への配慮（地域住民等の支援や、輪番等を促進）
- ・校内清掃（児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化を促進）
- ・部活動（部活動の地域展開・地域連携を促進） 等

③教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・学校行事の準備・運営（事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討）
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの協働等を促進） 等

つきましては、学校運営協議会やP T Aの協議の中で、その取扱いについて議題に上がることが考えられます。その際には、本方針の目的に基づき、学校との適切な役割分担や協力体制への御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

(*)令和7年9月 文部科学省

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律を踏まえた政省令の改正、指針の改正及び法施行に向けた留意事項について（通知）」より

6 おわりに

平成30年6月29日に「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律（いわゆる働き方改革関連法）」が成立し、国を挙げての働き方改革が進むこととなりました。その中で、教員の長時間勤務の実態が顕在化し、しばしば社会問題として報道に取り上げられることとなりました。

また、平成31年1月25日の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」では、学校における働き方改革が急務であると明言され、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化について言及されました。

いっぽう、上記答申は「我が国の学校教育は、150年に及ぶ教科教育等に関する蓄積に支えられた高い意欲や能力をもった教師によって支えられている。教科等における内容項目の指導を通して、事実的な知識を習得させるだけではなく、概念を軸に知識を体系的に理解させ、教科固有の見方・考え方を働かせて考え、表現させたり、授業や特別活動などを通じ対話し、協働する力をはぐくんだりしているのは、これらの教師の努力や取組によるものである。」とこれまでの学校の取組を評価しています。

学校における働き方改革は、教員のこれまでの働き方を見直し、教員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにするためのものです。教員の長時間勤務の実態が続く中で、意欲と能力のある人材が教員を志さなくなり、我が国の学校教育の水準が低下することは子どもたちにとっても、我が国や社会にとっても、あってはならないことです。

国は、令和7年6月、すべての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指して「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（いわゆる給特法等改正法）を公布しました。この中で、教員が「学びの専門職」として、子どもに全力で向き合えるようにするため、働き方改革を徹底して進めること、教員の職務の重要性にふさわしい処遇の改善を進めることを明らかにしました。そして、働き方改革を進めるための環境整備として、教育委員会、学校、地域・保護者、自治体に取り組むべき内容を示しました。それぞれが役割を果たし一丸となって学校働き方改革を推進していくことが求められています。

学校における働き方改革は、学校だけで進められるものではありません。

これからの鳥取市を担う子どもたちのため、子どもたちの教育を担う教員のために、これまでもさまざまな場面で学校を支えていただいた保護者の皆様や地域の皆様をはじめとする市民の皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。